高知県消防広域化基本構想　主な修正点

資料2－2　令和７年４月28日
第１回高知県消防広域化基本計画あり方検討会

高知県消防広域化基本構想（骨子案）に対するパブリックコメント等で寄せられたご意見を踏まえ、一部内容を修正しました。
主な修正点は以下のとおりです。

基本構想 修正箇所	修正内容	修正前	修正後
第２章 新たな組織の骨格案 １　新法人の設立及び組織	**新法人の設置場所**	（記載なし）	⑶　新法人の設置場所 県消防局の本部は高知市に置く。
	執行機関の明確化	⑷　執行機関 ア　知事及び全市町村長の選挙により選出された広域連合長及び広域連合長が任命する副広域連合長１名を置く。 イ　広域連合長、副広域連合長及び各地域を代表する市町村長（４名程度）の計６名程度で構成する広域連合役員会（仮称）を設置する。	⑸　執行機関 ア　全市町村長及び知事により選出された広域連合長及び広域連合長が任命する副広域連合長１名を置く。広域連合長は市町村消防の原則に鑑み、市町村長から選任するものとする。 イ　各方面消防本部に担当管理者（６名）を置き、管轄内市町村の長によって選出された市町村長（中央方面消防本部にあっては、高知市長）をもって充てる。航空センター・消防学校の担当管理者を置き、知事をもって充てる。 ウ　広域連合長、副広域連合長、各方面消防本部の担当管理者及び航空センター・消防学校の担当管理者で構成する「広域連合管理者会議（仮称）」を設置し、条例、予算等の重要事項に関する協議を行う。
	広域連合議会の議員定数の増加	⑸　議決機関 県及び市町村の議会議員の選挙により選出された議員による広域連合議会（12名程度）を置く。	⑹　議決機関 市町村及び県の議会議員の選挙により選出された議員による広域連合議会（14名程度）を置く。
第２章 新たな組織の骨格案 ３　財政及び財産	**財産、債務の取扱いに関する追記**	⑵　財産の取扱い 土地は無償貸与を受け、その他の財産は無償譲渡を受ける。 ⑶　債務の取扱い 広域化前の債務は構成団体に存置される。	⑵　既存財産の取扱い 不動産及び償却資産については無償貸与、その他の財産については無償譲渡を受ける。 ただし、消防広域化に伴い解散する一部事務組合が所有する不動産及び償却資産については、広域連合が無償譲渡を受けることができるものとする。 ⑶　既存債務の取扱い 広域化前の債務は構成団体に存置される。 ただし、⑵のただし書きに伴う債務については、同組合の構成団体が公債費の財源として分賦金を支弁する場合に限り、広域連合が引き受けることができるものとする。この場合の分賦金は、別途加算すべき額として取り扱うものとする。
第２章 新たな組織の骨格案 ４　市町村との連絡調整	**市町村との連絡調整に関する追記**	⑵　各市町村区域に係る事務については各方面消防本部を窓口として行う。	⑵　各市町村区域に係る事務については各方面消防本部を窓口として行う。 方面消防本部管轄内における消防行政に関する審議機関として方面消防本部管理運営協議会（仮称）を置き、当該方面消防本部担当管理者たる市町村長がその会長を務め、管轄内各市町村の長（中央方面消防本部にあっては、高知市長が指名する同市職員若干名）がその委員となる。 ⑶　各消防署及び分署所の長は、消防団に関する事務、防災対策に関する事務及び施設・装備の整備について、常日頃から会議や訓練等を通じ、管轄内市町村の長と緊密な連絡調整を図るとともに、火災その他の災害発生時においては特に迅速に情報共有、対応方針に関する協議等を行う。

高知県消防広域化基本構想　主な修正点

資料2－2　令和７年４月28日
第１回高知県消防広域化基本計画あり方検討会

高知県消防広域化基本構想（骨子案）に対するパブリックコメント等で寄せられたご意見を踏まえ、一部内容を修正しました。
主な修正点は以下のとおりです。

基本構想 修正箇所	修正内容	修正前	修正後
第３章　新たな組織における業務展開の方向性 １　基本的な考え方	**人事・給与面施設・装備面等に関する早期の議論**	⑷　人事・給与面、施設・装備面などにおける現行15消防本部間での不均衡をめぐる問題については、その改善に向けて、必要な財源の確保の方策も含めて関係市町村と協議し、取組を進める。	⑷　人事・給与面、施設・装備面等における現行15消防本部間での不均衡をめぐる問題については、その改善に向けて、必要な財源の確保の方策も含めて関係市町村と協議し、第１期から取組を進め、第２期末までにおける解決を目指す。
第３章　新たな組織における業務展開の方向性 ２　組織・人事	**職員の処遇等に関する早期の議論**	⑶　第２期においては、給与制度、階級制度、勤務体制など職員の処遇の全県統一を目指して、検討及び市町村等との協議を行う。	⑶　第２期においては、給与制度、階級制度、勤務体制等、職員の処遇の全県統一を目指し、第１期に引き続き、検討及び市町村等との協議を行う。
第３章　新たな組織における業務展開の方向性 ３　施設・装備	**構成市町村における施設・装備**	⑴　施設・装備（庁舎、車両、資機材等）のうち、消防機関として通常保持すべき水準に係るものの整備及び管理については、県消防局の本部で一元的に企画し、経費を支弁し、執行する。ただし、特定の構成市町村に特別の便益をもたらす施設・装備については、協議の上、これと異なる取扱いをできるものとする。	⑴　施設・装備（庁舎、車両、資機材等）のうち、市町村消防機関として通常保持すべき水準に係るものの整備及び管理については、県消防局本部で一元的に企画し、経費を支弁し、執行することを原則とする。ただし、施設・装備のうち、専ら特定の構成市町村に便益をもたらすものについては、いわゆる「自賄い方式」（構成市町村が区域内の施設・装備について自ら財源調達のうえで整備・所有し、広域連合に無償貸付してその管理を委ねる方式をいう。）の導入の可否及びその範囲のあり方について検討し、その結論を基本計画において反映する。
第３章　新たな組織における業務展開の方向性 ４　各業務分野におけるサービス水準の向上	**郡部の小規模消防本部における人材確保**	⑴　各消防本部の集約化を通じて、総務業務、通信指令業務等の間接部門をスリム化し、生じた余力を現場業務といった直接部門に振り向けて現場の消防力を確保するとともに、直接部門と間接部門との兼務を解消することで、各業務分野における知識・技術の向上を図り、地域の住民に対するサービスの充実につなげる。	⑴　各消防本部の集約化を通じて、間接部門をスリム化し、生じた余力を直接部門に振り向けて現場の消防力を確保するとともに、直接部門と間接部門との兼務を解消する。併せて、郡部の小規模消防本部における人材確保を図ることで、各業務分野における知識・技術の向上を図り、地域の住民に対するサービスの充実につなげる。
第４章　新体制への移行スケジュール（案）	**専門部会の分割及び職員の処遇の統一時期の前倒し**	専門部会　総務部会、消防部会（２部会制） 第２期 給与制度、階級制度、勤務体制等の職員処遇の統一	専門部会　総務部会、財務部会、消防業務部会、通信・システム部会（４部会制） 第１期～第２期 給与制度、階級制度、勤務体制等の職員処遇の統一
	進捗状況に応じたスケジュールの見直し	（記載なし）	※スケジュールについては、今後各プロセスの進捗状況に応じて、各年度末時点で必要な見直しを行うものとする。
別添　組織図	**方面消防本部の分割**	５方面消防本部	６方面消防本部 （中央西を中央西と高幡の２つに分割）